

手続き簡単
無料

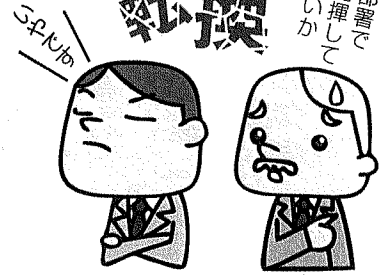
定期相談会を毎月第4火曜日に開催中!

職場のトラブル解決はあつせんで!



配置転換

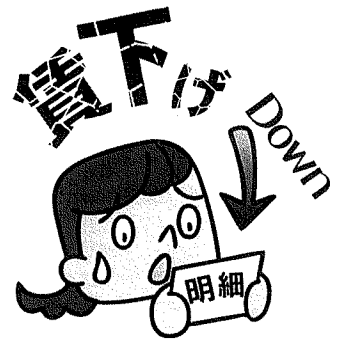
別の部署で
力を発揮して
くれないか?



配置転換命令を
理由なく拒否される

お解決のエキスパートに
おまかせください

解雇



事前に説明もなく
賃金を引き下げられた

雇止め



いじめ
セクハラ

パワハラ
etc...

ご存じですか?労働委員会 ~雇用のトラブル まず相談~

 鹿児島県労働委員会

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 (県庁 15 階)
TEL : 099-286-3943 FAX : 099-286-5653
(受付時間 8:30~17:15 ※ただし土・日・祝祭日・年末年始を除く)

携帯電話サイト



職場のトラブル解決!「あっせん」をご利用ください。

「あっせん」とは

労働者個人と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

手続きも簡単
まずは気軽に
相談してみよう!



Q&A

「あっせん員」とは誰ですか?

あっせん員は、県労働委員会の公益委員(弁護士、大学教授等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者等)の三者で構成され、公平・中立な立場であっせんを行います。公労使三者構成によるあっせんは、労働委員会ならではの制度であり、公正かつ丁寧な対応が特徴です。

「あっせん」は誰でも利用できますか?

県内事業所に勤務する(していた)労働者、または県内事業所の事業主のどちらからでも申請できます。

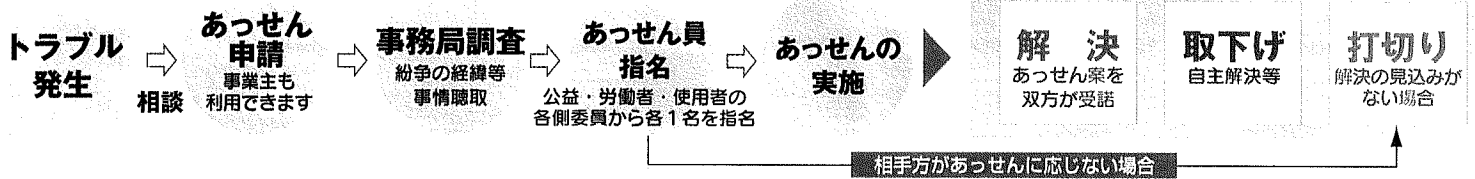
秘密は守ってもらえますか?

秘密は守りますのでご安心ください。ただし、申請受付後は、相手方に申請者の氏名と申請内容が伝わるようになります。

事業主も利用
できますよ



～ あっせんの流れ ～



あっせん事例

● 事例：解雇

労働者 A さん、は会社から業績不振による業務縮小を理由に解雇を告げられた。A さんは会社の対応に納得できないとして、解雇の撤回を求めてあっせんを申請した。

(あっせん経過)

会社は「業績不振により人員削減が避けられないため、対人関係に問題がある A さんに解雇を告げた。」と主張したが、あっせんの結果、会社が A さんに対する解雇を撤回することで双方が合意し、解決した。

● 事例：パワハラ及びいじめ

労働者 B さんは、仕事中に上司や同僚からパワハラやいじめを受けたため社長に相談したところ、その後別の作業チームに異動となった。異動後パワハラやいじめはなくなったが、以前の同僚達からは無視されていたため、この状況に耐えられず退職した。B さんはパワハラやいじめに関しての会社の対応に納得できないとして、損害賠償を求めてあっせん申請をした。

(あっせん経過)

会社は「いじめ等が行われているとの認識はなかった。」と主張したが、あっせんの結果、会社が B さんに対して解決金を支払うことで双方が合意し、解決した。

あっせん申請の手続き

- あっせんを希望される方は、県労働委員会事務局へ申請書を提出してください。また、県地域振興局・支庁の総務企画課を経由して提出することもできます。
- 申請に当たっては、事前に県労働委員会事務局にご相談いただくことをお勧めいたします。
- 申請用紙は県労働委員会事務局及び県地域振興局・支庁に用意している他、県のホームページからもダウンロードできます。

あっせんは無料です。
秘密は守られますので
お気軽にご利用ください。



ご存じですか?労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

〈お問い合わせ先〉

鹿児島県労働委員会事務局

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 (県庁15階)

TEL: 099-286-3943 FAX: 099-286-5653

(受付時間 8:30～17:15 ※ただし土・日・祝祭日・年末年始を除く)

携帯電話サイト



ホームページ で

一般的な労働相談は、県庁雇用労政課、県地域振興局・支庁の総務企画課でお受けしています。

県庁雇用労政課 099-286-3017

(地域振興局・支庁)

鹿児島 099-805-7203 南 薩 0993-52-1305 北 薩 0996-25-5106 始良・伊佐 0995-63-8106
大隅 0994-52-2083 熊 毛 0997-22-0001 大 島 0997-57-7212